

事故対策に関する指針

1.目的

- 介護事故に関する理解を深める
- 介護事故に対する予防対策を検討する場を設け、事故発生を防ぐ
- 介護事故とヒヤリハット事例を検証し、事故の発生軽減につなげる
- 重大事故発生時には埼玉県等の監査機関に報告し、速やかな対応に努める

2.会議

1) 定期会議

- 毎月第3月曜日に定期事故対策会議を開催する
- 事故・ヒヤリハット報告内容を検証し、必要な対策の検討をする

2) 臨時会議

- 臨時会議開催が必要と判断した場合、副施設長は会議を招集する

3) 担当者

- 施設長、副施設長、看護、介護（入所・通所）、相談、リハビリ、栄養、事務の各部門代表者で会議を構成し、介護部門が情報を集約し進行する

3.研修

- 年2回（概ね半年に1回、7月と1月を目安）の研修を行い、事故の予防の理解と意識を深める。
- 事故対策研修はリスクマネジメント研修とするが、他の研修と合わせて行うことも可能とする

4.報告

- 事故やヒヤリハットが確認された場合は速やかに所属長へ報告し速やかな改善に努める
- 更なる検討が必要な事例は定期会議での検討も行う

5.閲覧

- ご利用者等が本指針の閲覧を希望する場合はこれの開示が出来るものとする

6.その他

- 骨折等の重大事故が発生した場合は、所定の書式（添付）をもって県や市等の監督機関に報告し対応について助言を仰ぐ

2023年 3月20日 改定

介護老人保健施設 ケアセンターなごみ